

○公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学共同研究取扱規程

平成29年10月1日

規程第17号

公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学共同研究契約取扱規程（平成28年規程第51号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学（以下「法人」という。）における民間企業等外部の機関（以下「外部機関等」という。）との共同研究の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義等）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 共同研究 外部機関等と共同して行う次のいずれかに該当する研究をいう。

ア 法人において、外部機関等から研究者及び研究経費等を受け入れて、法人の大学教育職員（公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学業務規程（平成28年規程第1号）第5条第1項第1号に定める教育職員及び大学の嘱託教員（専任扱）をいう。以下同じ。）が当該外部機関等の研究者と共通の課題について行う研究

イ 法人及び外部機関等において、共通の課題について分担して行う研究で、法人において研究者及び研究経費等を受け入れて行う研究

(2) 共同研究員 外部機関等において現に研究業務に従事しており、共同研究のために在職のまま法人に派遣されるものをいう。

(3) 研究代表者 法人の大学教育職員が単独で行う共同研究にあつては、研究の推進に関し責任を持つ当該大学教育職員を、法人の大学教育職員が複数で行う共同研究にあつては、その組織を代表し、研究計画の取りまとめを行う法人の大学教育職員をいう。ただし、助教については当該所属する研究室の指導教員の承認を得た場合を除き、研究代表者になることはできない。

(4) 共同研究費 共同研究に要する経費のうち、法人が当該共同研究の遂行のため外部機関等から受け入れる研究経費をいう。

（共同研究実施の原則）

第3条 共同研究は、次の各号のいずれにも該当する場合において、実施できるものとする。

- (1) 法人の自主性・主体性の下に、優れた研究成果が期待できるとき。
- (2) 法人の教育・研究上有意義であり、かつ、本来の教育・研究に支障を生ずるおそれがないと認められるとき。
- (3) 山陽小野田市立山口東京理科大学「研究行動憲章」、公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学研究活動コンプライアンス委員会規程（平成28年規程第8号）及び関連規程に基づき、適当と認められるとき。

（共同研究に要する経費）

第4条 共同研究に要する経費は、次により取り扱うものとする。

- (1) 法人は、法人の施設設備を共同研究の用に供するために、必要な維持管理に係る経常経費を負担するものとする。
- (2) 外部機関等は、謝金、旅費、研究支援者（当該共同研究の遂行を支援するために法人に雇用される者をいう。）の人件費、設備備品費、消耗品費その他当該共同研究の遂行に直接必要な経費（以下「直接経費」という。）及び当該共同研究の遂行に関連して必要な直接経費以外の管理経費（以下「間接経費」という。）を負担するものとする。
- (3) 前号に規定する間接経費は、原則として直接経費の15パーセントに相当する額とする。
- (4) 前号の規定にかかわらず、競争的資金に係る間接経費については、原則として直接経費の30パーセントに相当する額とし、競争的資金等以外の公的研究費に係る間接経費については、当該公的研究を配分する機関が定めるところによる。この場合において、特に定めがないときは、直接経費の30パーセントに相当する額とする。
- (5) 前2号の規定にかかわらず、理事長が特に必要と認める場合においては、間接経費の額を変更することができる。
- (6) 第2号の規定にかかわらず、法人は当該共同研究に係る経費を外部機関等との間で適切に分担する観点から必要な場合は、同号に規定する直接経費の一部を法人の予算の範囲内において負担することができる。

2 第2条第1号イに規定する共同研究に要する経費の負担は、次に掲げるところによる。

- (1) 法人は、前項第1号に規定する経費を負担するものとする。
- (2) 外部機関等は、前項第2号に規定する経費及び外部機関等における研究に要する経費を負担するものとする。

(3) 前項第3号及び第4号の規定は、第2条第1項第1号イに規定する共同研究に要する経費の負担について準用する。

(設備等の取扱等)

第5条 前条に規定する経費により、研究の必要上法人において新たに取得した備品等は、原則として法人の所有に属するものとする。

2 法人は、共同研究の遂行上必要がある場合には、外部機関等から共同研究に要する経費のほか、その所有に係る設備を受け入れることができる。

(受入の条件)

第6条 共同研究の受入れに当たっては、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 共同研究は、共同研究の申込みをした外部機関等が一方的に中止することはできないこと。

(2) 共同研究の結果生じ、かつ、法人に単独で帰属した知的財産権（特許権、著作権、商標権、実用新案権、意匠権その他これらに準ずる権利及びこれらの権利を受ける権利をいう。）は、当該外部機関等は無償で使用させ、又は譲渡することはできないこと。

(3) 共同研究費により取得した設備備品等は、法人に帰属すること。

(4) 外部機関等は、共同研究費を原則として法人からの請求書受領後30日以内に納付すること。

(5) 納付された共同研究費は、返還しないものとする。ただし、やむを得ない事由により当該共同研究を中止したときは、共同研究費のうち不要となった額の範囲内において、その全部又は一部を返還することができること。

(6) やむを得ない事由により、共同研究を中止し、又はその期間を延長する場合においても法人はその責を負わないこと。

2 前項各号に規定する条件については、国、地方公共団体その他これらに準ずる機関により定められている場合には、双方協議の上、これを付さないことができる。

(申込み)

第7条 共同研究の申込みをしようとする外部機関等（以下「申込者」という。）は、共同研究申込書（様式第1号）を理事長に提出するものとする。

(受入選考)

第8条 理事長は、前条の規定による共同研究申込書の提出があったときは、当該共同研究の受入れの適否について、学長に諮問するものとする。

2 学長は、前項の規定により理事長からの諮問を受けたときは、研究代表者に申込者と調整の上、共同研究承認願（様式第2号。以下「承認願」という。）を提出させるものとする。

3 学長は、前項の規定により提出された承認願が適当であると認めた場合は、理事長に共同研究の受入れを推薦するものとする。

（受入決定等）

第9条 理事長は、前条第3項に規定する推薦が適当であると認められるときは、第6条に規定する条件を付して共同研究の受入れを決定し、申込者にその旨を共同研究受入決定通知書（様式第3号）により通知する。

（契約の締結）

第10条 理事長は、前条の規定により共同研究の受入れを決定したときは、次に掲げる事項を記載した共同研究契約書（様式第4号）により、申込者と契約を締結するものとする。

- (1) 共同研究の名称
- (2) 共同研究費の額及び納付の時期
- (3) 共同研究の期間
- (4) 知的財産権の取扱い
- (5) 共同研究の成果の公表
- (6) 秘密の保持
- (7) その他共同研究に必要な事項

（契約書の遵守及び実施の責任）

第11条 研究代表者は、前条に従い締結した契約書の諸条件を誠実に遵守するとともに、関係法令等に抵触しないよう責任を持って共同研究機関との間で共同研究を実施しなければならない。

（共同研究費等の経理）

第12条 共同研究費は、歳入歳出予算を通して法人が経理するものとする。

2 共同研究費の経理については、公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学経理規程（平成28年規程第54号）その他関係規程等の定めるところによる。

（外部機関等の施設における研究）

第13条 法人の大学教育職員は、共同研究の遂行上必要がある場合には、当該外部機関等の施設において研究を行うことができるものとする。この場合においては、研究用務の

ための出張として取り扱うものとする。

(共同研究員の服務)

第14条 共同研究員の服務については、特に学長の許可を得た場合を除き、教員の例による。

(共同研究の中止、停止及び期間の延長)

第15条 天災その他研究遂行上やむを得ない理由がある場合においては、法人は共同研究機関と協議し、共同研究機関の同意を得て当該共同研究を中止若しくは停止し、又は研究期間を延長することができる。

(共同研究の中止等に伴う経費の返還等の取扱い)

第16条 前条の規定により共同研究を中止した場合で、第4条第1項第2号の規定により納付された直接経費の額に不用が生じたときは、法人は、不用となった額の範囲内でその全部又は一部を共同研究機関に返還することができる。

2 共同研究が完了し、又は中止したときは、法人は、第5条第2項の規定により共同研究機関から受け入れた設備等を共同研究の完了又は中止時の状態で当該共同研究機関に返還しなければならない。

(研究成果の公表)

第17条 共同研究による研究成果は、公表するものとする。ただし、公表の時期及び方法については、理事長と外部機関等との間で協議するものとする。

(知的財産権の取扱い)

第18条 共同研究における知的財産権の取扱いは、公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学職務発明等規程（平成28年規程第44号）及び第10条の規定による共同研究契約書の定めによるものとする。

(秘密の保持)

第19条 法人及び外部機関等は、双方より提供若しくは開示を受け、又は知り得た情報について、あらかじめ協議の上、非公開とする旨、第10条に規定する共同研究契約書において定めることができる。

(事務)

第20条 共同研究に関する事務は、総務課地域連携室において行う。

(その他)

第21条 この規程に定めるもののほか、共同研究の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成29年10月 1 日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

共同研究申込書

公立大学法人山陽小野田市立
山口東京理科大学理事長

（委託者）

住所 〒

名称

代表者職・氏名

印

このたび、下記のとおり共同研究を申し込みします。

記

1 研究題目

2 研究目的及び内容

（1）研究目的

（2）研究内容

3 研究組織

区分	氏名	部署・職名	役割分担
当機関			
大学			

4 当機関共同研究員の派遣

（有・無） 有の場合下表に記入してください。

氏名（フリガナ）		性別	
所属・職名		年齢	

5 希望する研究期間 年 月 日から 年 月 日まで

6 研究実施場所

山口東京理科大学：

当機関：

7 研究に要する経費の負担額（消費税及び地方消費税の額を含む）

直接経費 金 円
間接経費 金 円（直接経費×15%）
合 計 金 円

8 情報公開

当機関名称（可・否） 研究題目（可・否）

9 共同研究の用に供する設備

	名称	規格	数量
大学で使用する設備			
当機関から大学へ無償貸与する設備			

10 契約事務連絡先

所属・職名・氏名：

TEL/FAX：

メールアドレス：

11 担当コーディネーター（関わったコーディネーターがいる場合のみ）

12 その他特記事項

（添付書類）

1. 申込者の概要が記載された書類
2. 共同研究員の履歴書（共同研究員の派遣がある場合のみ）

様式第2号(第8条関係)

年 月 日

共同研究承認願

公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学
理事長

研究代表者：
氏名 印

このたび、下記のとおり共同研究を実施したいので、公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学共同研究取扱規程に基づき、本研究の受諾を承認していただきたく、併せて契約締結方よろしくお取り計らい願います。

記

共同研究機関	
研究代表者	
取扱部局	学部学科() 液晶研究所 ・ 先進材料研究所
研究課題	
研究期間	年 月 日 ~ 年 月 日
研究実施場所	[本学] 校舎 号館 階 研究室
	[先方]
受入研究経費等	研究経費総額 [円]
経費配分	直接経費 [円] ・ 間接経費 [円]
研究員の受入	あり (人) ・ なし
本学以外の施設利用	あり (日程度) ・ なし
エフォート	(%) *
本学の経費負担	あり (円) ・ なし
備考	共同研究機関側担当者名
	連絡先 住所 Tel

*「エフォート」欄には、研究代表者の年間の全仕事時間(教育活動等も含む)を100%として、本受託研究に対する時間の配分率(1~100の整数)を記入すること。

※当承認願には、受託研究費算定内訳表を添付すること。

理事長	学長	学部長	研究所長	学科主任	主管部長	主管課長

共同研究費算定内訳表

- 1 研究課題 :
 2 共同研究機関 :
 3 共同研究契約金額 : 円

内訳 (単位：円)

事項	金額	算出根拠
機器・設備費		
消耗品費		
謝金・雑役務費		
通信諸費		
旅費		
その他の経費		
間接経費		
合計		(消費税含む)

*間接経費のうち、国及び独立行政法人等の公的機関の契約(再委託含む)については、委託機関の定める一般管理費率・間接経費率に準拠して算出する。

また、消費税を別途記載の場合は、その他の経費欄に消費税と明記のうえ、金額を記入することとする。

様式第3号（第9条関係）

山東理大 号
年 月 日

共同研究受入決定通知書

（申込者） 様

公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学
理事長 （氏名） 印

年 月 日付けで申込みのあった共同研究について、下記のとおり受入を決定したので通知します。

記

- 1 研究題目
 - 2 研究期間 年 月 日から 年 月 日まで
 - 3 研究代表者（所属・職名・氏名）
 - 4 共同研究費 金 円
 - 5 受入条件
 - （1） 共同研究は、共同研究の申込みをした外部機関等が一方的に中止することはできないこと。
 - （2） 共同研究の結果生じ、かつ、法人に単独で帰属した知的財産権（特許権、著作権、商標権、実用新案権、意匠権その他これらに準ずる権利及びこれらの権利を受ける権利をいう。）は、当該外部機関等に無償で使用させ、又は譲渡することはできないこと。
 - （3） 共同研究費により取得した設備備品等は、法人に帰属すること。
 - （4） 外部機関等は、共同研究費を原則として法人からの請求書受領後30日以内に納付すること。
 - （5） 納付された共同研究費は、返還しないものとする。ただし、やむを得ない事由により当該共同研究を中止したときは、共同研究費のうち不要となった額の範囲内において、その全部又は一部を返還することができること。
 - （6） やむを得ない事由により、共同研究を中止し、又はその期間を延長する場合においても、法人はその責を負わないこと。
- （注）受入条件は、当該共同研究に応じて適宜付すこと。

費は、原則として乙が負担するものとする。

2. 甲は、乙の所有する特定の設備等を使用することが必要であり、当該設備等を甲に搬入することが困難な場合には、乙の同意を条件に、当該設備等が所在する施設において研究を行うことができるものとする。

第9条（研究成果の公表等）

大学の社会的使命を踏まえ、本共同研究の実施により得られた発明・考案・その他の技術情報を含む一切の成果（以下、「本研究成果」という。）については、公表等を原則とし、乙は、甲が本研究成果を公表することに同意し、これに協力するものとする。

ただし、甲は、公表に先立ち、公表内容、公表時期、公表方法等について乙に通知し、乙と協議を行わなければならないものとする。

第10条（秘密保持）

1. 甲及び乙は、本共同研究の実施にあたり、相手方より開示を受け又は知り得た技術上及び営業上の情報で、秘密である旨が明示・表示されている情報について、相手方の了解なしに第三者に漏らしてはならない。
2. 前項の規定は、次のいずれかに該当する情報については適用しない。
 - (1) 開示時点又は知り得た時点において、既に公知の情報
 - (2) 開示時点又は知り得た時点において、既に自らが保有していたことを証明できる情報
 - (3) 開示時点又は知り得た時点以降、自己の責めによらず公知となった情報
 - (4) 開示時点又は知り得た時点以降、正当な権限を有する第三者から正当に入手したことを証明できる情報
 - (5) 当該情報なしに独自に創製・開発したことを証明できる情報

第11条（研究成果の帰属）

1. 甲及び乙は、本共同研究により本研究成果が生じた場合には遅滞なく、その旨を相手方に通知するものとする。
2. 本研究成果、本研究成果に基づき特許等を出願する権利及びかかる出願により取得された特許権等（以下、「本研究成果等」と総称する。）は、原則として甲乙の共有とし、持分は、別途協議のうえ定めるものとする。ただし、甲又は乙が第10条に定める相手方の機密情報を使用することなく単独で行ったことが明らかなものについては、その単独で行った者の所有とする。
3. 甲は、乙から本研究成果等にかかわる甲の持分の譲受を希望する旨の通知を受けた場合には、特段の事情がある場合を除き、これに同意するものとし、譲受の条件は、別途甲乙協議のうえ定めるものとする。

第12条（出願手続等）

1. 乙は、甲と共有となった本研究成果等にかかわる特許権等の権利取得に関する諸手続及び登録された場合の権利の維持保全に関する諸手続を行うものとし、甲は、これに協力する。なお、乙は、特許庁に提出した書類等及び特許庁から受領した書類等の複製を速やかに甲に提供するものとする。
2. 本契約に別段の定めがある場合を除き、乙は、共有権利の持分比率の如何を問わず、出願手続、権利化手続及び権利維持保全手続に要する費用を負担するものとする。ただし、次条2項に定める実施料が生じた場合には、乙は、甲に代わり負担した出願費用等を実施料から控除することができるものとし、その詳細は、別途甲乙協議のうえ定めるものとする。

第13条（研究成果の実施）

1. 本契約締結後○年間は、乙は、共有の本研究成果等の実施を独占的に行うことができるものとし、その期間内においては、甲は、共有の本研究成果等を自己実施せず又第三者へ実施許諾を行わないものとする。
2. 前項の期間内及びその後においても、甲が共有の本研究成果等について自己実施せず、かつ第三者への実施許諾を行っていない場合において、乙が商業化に向けて共有の本研究成果等を実施するときは、乙は、甲と協議のうえ合意する実施料を甲に支払うものとする。

第14条（第三者への実施許諾）

1. 甲及び乙は、共有の本研究成果等を第三者へ実施許諾する場合、相手方の同意を得なければならないことを原則とする。
2. 前項の規定にかかわらず、前条1項に定める期間満了時点において、乙が共有の本研究成果等を商業的に実施しておらず、かつ商業的实施について具体的な計画を甲に対して明示しない場合には以降、甲は、乙に対し書面による事前通知と乙との協議を経たうえで、共有の本研究成果等を第三者へ実施許諾できるものとする。
3. 第11条第2項の規定に基づき甲の単独権利に帰属した本研究成果等について、乙がその実施を希望する場合には、甲乙協議のうえその扱いを定めるものとする。

第15条（技術知識の提供等）

甲及び乙は、本共同研究の目的を達成するために必要な知識及び情報を相互に交換するものとする。

第16条（設備等の帰属）

第6条に定められた研究経費で取得した設備、備品等の所有権は、甲に帰属するものとする。

第17条（設備等の返還）

本共同研究が終了したときは、甲は、第8条第1項の規定により乙から受け入れた設備等を研究終了の時点の状態乙に返還するものとする。この場合には、第8条第1項なお書が準用されるものとする。

第18条（共同研究の中止又は期間の延長）

天災その他研究遂行上やむを得ない理由があるときは、甲及び乙は、協議のうえ、本共同研究を中止し又は研究期間を延長することができる。

第19条（研究の中止等に伴う研究経費の取扱い）

前条の規定により、本共同研究を中止した場合において、第6条の規定により納付された研究経費に不用品が生じたときは、甲は、不用品となった額の範囲内でその全部又は一部を乙に返還することができる。

第20条（有効期間）

本契約は、第3条で定めた本共同研究の実施期間中有効とする。なお、本契約終了後も、第11条乃至14条、第17条、第19条及び第21条の規定は有効に存続するものとし、第9条及び第10条の規定は、本契約終了後○年間に限り有効に存続する。

第21条（協議）

1. 本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に疑義を生じた事項については、甲及び乙は、誠意をもって協議のうえ、解決を図るものとする。
2. 前項の協議による解決がえられず、裁判による解決を行うときは、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 山口県山陽小野田市大学通一丁目1番1号
公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学
理事長

乙 住所
名称
代表者名

別表1 共同研究の分担

項 目	甲	乙

項目毎に、主担当の場合は◎を、副担当の場合には○を、それぞれ甲乙欄に記入して下さい。尚、主担当者側だけが専ら行う場合は○の記入は不要です。

別表2 参加研究員

甲	氏 名	所 属・職 名	担 当
○			
乙	○		

○印は、夫々の研究代表者のことです。

*印は、第5条第2項に基づき甲に派遣される共同研究員の印です。本契約書に当人の履歴書を添付してください。

担当欄には、夫々の研究者が分担した研究内容について、主としてどのような部分を担当するのか、又はどのような役割を果たすのかを記入して下さい。

以上

様式第1号 (第7条関係)

様式第2号 (第8条関係)

様式第3号 (第9条関係)

様式第4号 (第10条関係)